

「第3次潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期後期）」、「第4次潮来市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」及び「潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」策定業務委託プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託」及び「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託」（以下「策定業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

また、本策定業務は、計画等策定業務に関連性があり連携が不可欠であることから、一体的で効率的かつ効果的な計画策定を図るものとする。

2 委託を予定している業務

(1) 業務委託名

- ア 第3次潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期後期）策定業務委託
- イ 第4次潮来市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務委託
- ウ 潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

(4) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

- ア 地域福祉計画等 3, 036千円
- イ 障害者基本計画等 2, 629千円
- ウ 高齢者福祉計画等 2, 717千円

※この金額は契約予定額を示すものではない。

※提案見積額は、この金額を超えた場合は失格となる。

3 参加資格

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たしているものとする。なお、複数の者で構成する場合には、代表者を選定し、申請者は代表者とする。この場合、全ての構成者が次に掲げる事項を満たすものとする。なお、選定後であっても、要件を満たしていないと判断された場合は、受託候補者を解除する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく、潮来市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為を防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年

茨城県条例第36条)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- (4) 契約締結の日までの間において、茨城県建設工事等請負業務指名停止措置要領又は潮来市において指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく、更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後に、潮来市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
- (6) 過去5年間において、地方公共団体における当該計画又は類似計画(総合計画等を含む)の策定支援業務を直接受注した実績を有していること。
- (7) 本プロポーザルを受託した際は、計画等の策定支援業務に直接携わった実績を有する者を本業務の業務責任者又は主担当者として選任し、本市との打合せに派遣できること。なお、業務責任者又は主担当者は、本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで原則として変更できないものとする。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内 容	期 日 等
プロポーザル実施要領等の公表及び配付	令和8年4月10日(金)から令和8年4月24日(金) 【潮来市HPに掲載】
質問受付期間	令和8年4月13日(月)から令和8年4月17日(金) 午後5時まで(必着)
質問回答(予定)	令和8年4月21日(火)
参加申込書及び企画提案書提出	令和8年4月13日(月)から令和8年4月27日(月) 午後5時まで(必着)
プレゼンテーション審査等	令和8年5月13日(水)
結果通知(予定)	令和8年5月中旬～下旬
契約締結(予定)	令和8年5月下旬

5 公募型プロポーザル実施要項等の配付

- (1) 配付期間：令和8年4月10日(金)から令和8年4月24日(金)
- (2) 配付方法：潮来市ホームページ上に掲載する。

6 質問受付及び回答等

(1) 質問の受付

ア 質問方法

- (ア) 本プロポーザルに関する質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書(様式5)に質問内容を簡潔明瞭に記載のうえ、当該質問が生じた要項、仕様書等のペ

ージを明記し提出すること。

(イ) 提出方法は、持参、郵送、メール又はファックスのいずれかの方法によるものとする。

(ウ) 質問書を提出する場合は、郵送、メール又はファックスの発送・送信後に電話にて必ず到達確認を行うこと。

イ 受付期間

令和8年4月13日(月)から令和8年4月17日(金)午後5時まで(必着)

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年4月21日(火)に、メール又はファックスにより、すべての質問者及び回答する時点で参加申込書を提出している事業者に対して回答する。

(3) その他

ア 受付期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

イ 質問に対して行った回答は、本プロポーザルに係る実施要項及び関係書類の内容の追加記載又は修正したものとみなす。

7 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書類を提出すること。参加申込書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。

(1) 参加申込書の提出期間

令和8年4月13日(月)から令和8年4月27日(月)午後5時まで(必着)

※なお、持参の受付時間は、閉庁日を除く「午前8時30分から午後5時15分まで」とする

(2) 参加申込書提出先

潮来市福祉事務所社会福祉課へ持参又は郵送(必着)にて提出すること。

(3) 参加申込書類一覧

ア 質問書(様式第1号)

イ プロポーザル参加表明書(様式第2号)

ウ 企画提案書(様式第3号)

エ 会社概要(様式第4号)

オ 実績調書(様式第5号)

カ 実務実施体制(様式第6号)

キ 配置予定技術者調書(様式第7号)

ク 見積書(様式第8号)

*見積書については、要項「2委託を予定している業務(1)業務委託名」の策定業務ごとに作成すること。

ケ 参加辞退届(様式9号)

8 提案書類の提出

参加申込みに際して、提案（プレゼンテーション）に係る書類を次のとおり提出すること。なお、郵送の場合は、必ず電話にて、郵送した旨を連絡すること。

(1) 提案に伴う書類の提出期間

令和8年4月13日（月）から令和8年4月27日（月）午後5時まで（必着）

※なお、提出の受付時間は、閉庁日を除く「午前8時30分から午後5時15分まで」とする。

(2) 提出部数等

書類の種別	様式	部数	留意事項・内容等
企画提案書等	第2号～第8号	正本1部 副本9部	・ 正本には代表者印を押印すること。 ・ 9により後述する内容を考慮し、作成すること。 ・ 企画提案書の内容を補足する資料がある場合は企画提案書に添付すること。

9 企画提案書等について

別紙仕様書の内容を熟読のうえ、提出した企画提案書を基に、プレゼンテーションの審査当日に提案・説明を行うこと。なお、用紙規格やページ数等は次のとおりとする。

(1) 用紙：A4【両面可・カラー印刷可】

(2) ページ数：20ページ以内（様式第3号は除く。）

(3) その他：時間内（11（2）にて後述）に提案説明が可能な範囲・内容であること。

10 提出書類等に係る注意事項

(1) 提出書類に係る質疑照会等

提出書類の内容について、必要に応じて質疑照会、内容確認等を行うことがある。この場合、提出書類の内容等について虚偽の記載が判明した場合には、本プロポーザルへの参加申込みの受理を取消す場合がある。

(2) 提出書類の取扱い

ア 書類の提出後は、提出書類に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。また、審査当日の資料の追加も認めない。

イ 提出書類は返却しないので、必要に応じて各自控えを保管すること。

ウ 提出書類は必要に応じて複製する場合がある。

エ 提出書類の著作権は、潮来市に帰属するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込書提出後に参加を辞退する場合には、「様式9」により、参加辞退届を提出すること。

11 審査方法及び審査について

提出書類審査及びプレゼンテーション審査の結果、最も高い評価を受けた基準点以

上の企画提案者を、受託候補者として選定する。なお、プレゼンテーション実施の順番は、改めて連絡する。

(1) 実施日時及び会場

日 時：令和8年5月13日（水）

会 場：潮来市役所 ※日程等の詳細については、参加者へ別途連絡する。

(2) プレゼンテーションについて

ア 提出書類を基に選定委員会委員が理解しやすいよう簡潔に提案・説明すること。

イ 説明する際には、必要に応じてプロジェクター等を使用することも可能である。なお、使用を希望する場合は、審査当日に HDMI ケーブル等が接続可能なパソコンを持参すること。

ウ 参加者の説明人員は、本業務に直接関わる担当者を含めて「3名まで」とする。

エ 開始前準備時間を「10分」、説明時間を「20分以内」、質疑応答を「20分以内」、片付けを「10分」とする。

(3) 審査基準

第3次潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期後期）、第4次潮来市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画及び潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定業務委託プロポーザル選定委員会設置要項第4条第3項の規定に基づき、選定委員会における評価項目・配点等は、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点等	配点
(1) 会社概要	<ul style="list-style-type: none"> 企業理念及び事業内容 応募資格確認等 	10点
(2) 実績調書	<ul style="list-style-type: none"> 受託実績等 	10点
(3) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技術等を有する職員体制 業務実施に関する方針（体制）等 	10点
(4) 人員配置体制	<ul style="list-style-type: none"> 配置人員、組織体制（業務責任者等の配置含む） 配置者の資格、経験年数等 	10点
(5) 企画内容等	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書等に基づき企画提案書が作成されているか。 本市の実情や状況等を踏まえ提案ができているか。 国・県等の状況等を踏まえているのか。 基本方針、施策等は適切か。 指標や目標値の設定等は適切か。 計画策定手順やニーズ把握方法等は適切か。 	30点
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、適切に対応できているか。 誰もがわかりやすい計画づくりを目指しているか。 プレゼンテーションでの対応等は適切か。 	20点
(7) 見積書	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書等に伴っている見積り内容であるか。 見積金額が業務遂行上支障ない金額か。 	10点
合 計		100点

- (4) 受託候補者の選定するための基準点
審査にあたっては、受託候補者を選定する基準点を「60点」とし、基準点未満の場合は選定しない。
- (5) 結果通知書
 - ア 審査結果は、審査終了後に文書により通知する。通知方法は、プロポーザル参加申込書（様式2）に記載されたメールアドレス宛に通知書を送信し、結果通知書の原本については追って通知する。
 - イ 審査の内容及び結果に関する異議申し立ては受け付けない。

1.2 委託契約の締結等

- (1) 受託候補者として選定された事業者（以下「事業者」という。）は、当該委託契約の優先締結権を有する。
- (2) 事業者は、仕様書及び企画提案書の記載事項を基本に潮来市と協議のうえ、潮来市財務規則その他関係法令等に基づき、適正と判断される場合は、委託契約を締結する。
- (3) 辞退、その他の理由で契約できない場合は、次点候補者と当該策定業務委託契約の協議を行うものとする。

1.3 その他

- (1) 事業者を取り消された場合や、業務の停止を命じられた場合、事業者は潮来市に対し、これに係る損害賠償を請求することはできない。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、潮来市に損害を与えた場合には、事業者に対し、これに係る損害賠償を請求する場合がある。その場合には、潮来市と事業者は協議して、これを決定する。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用等は、参加者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに参加することに伴って知り得た情報等は、潮来市の許可なく外部に提供してはならない。
- (5) 本プロポーザルへの参加が1社のみの場合には、プレゼンテーションを実施し、審査基準に定める基準点を超えない場合は選定しない。
- (6) 潮来市建設工事等入札参加名簿に未登録であっても、本プロポーザルに参加することはできる。ただし、当該事業者が受託することとなった場合には、契約締結までに潮来市建設工事入札参加名簿への登載を行うものとする。

1.4 書類提出先及びお問合せ先

〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地
潮来市福祉事務所 社会福祉課 担当：松信、紫村、坂本
電話：0299-63-1111（内戦397）
FAX：0299-80-1410
メール：shafuku@city.itako.lg.jp